

自治会・連合町内会長 各位

共同募金会港北区支会  
支会長 関 治美

「共同募金港北区だより」の全戸配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から共同募金運動につきまして、格別のご配慮及びご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も10月1日からの共同募金運動実施にあたり、広く区民の皆様に周知を図るため、自治会町内会を通じて「共同募金港北区だより」の全戸配布を行いたいと存じます。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「共同募金港北区だより」の概要

(1) 体裁 A4版両面2色刷 1枚

※参考資料 平成30年度「共同募金港北区だより」

(2) 内容 平成30年度共同募金実績及び配分実績  
令和元年度共同募金運動への協力依頼

2. 送付時期

令和元年8月下旬（「広報よこはま港北区版」9月号と同時期）

3. 送付方法

配送業者から、各自治会町内会の広報配布責任者様あて直接送付します。

4. 配送手数料

1部につき2円をお願いいたします。

（募金活動終了後、共同募金事務費とあわせて連合単位にて送金します。）

【お問い合わせ】

共同募金港北区支会

（横浜市港北区社会福祉協議会内）

担当：藤原・遠田

電話：045-547-2324

FAX：045-531-9561

あなたのまちの  
幸せのために

共同募金2018《10月1日～12月31日》(地域版)

赤い羽根  
共同募金

# 港北区だより

神奈川県共同募金会  
横浜市港北区支会  
〒222-0032 港北区大豆戸町13-1  
吉田ビル206  
横浜市港北区社会福祉協議会内  
電話：045-547-2324  
FAX：045-531-9561

あたたかいご支援ありがとうございました。  
皆さまからの寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。

## 45,868,785円

寄付金は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。  
赤い羽根募金…21,045,470円 + 年末たすけあい募金…24,823,315円

赤い羽根募金のつかいみち  
配分総額 **21,045,470円**

年末たすけあい募金のつかいみち  
配分総額 **24,823,315円**

社会福祉施設・団体 **4,980,000円**

- ・保育所
- ・地域活動支援センター
- ・区内在宅サービス団体
- ・移動サービス団体

区社会福祉協議会事業 **6,712,736円**

- ・広報啓発事業
- ・ひっとプランこうほく推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・障害者余暇支援事業
- ・社会福祉団体事業助成事業など

※県内他市町村の社会福祉施設・団体  
**9,352,734円**

区内要援護者世帯 **2,674,000円**

知的・肢体不自由児者、ひとり親世帯、高齢者、生活困難世帯など

社会福祉施設 **800,000円**

障がい者・地域作業所、地域活動ホームグループホーム、学童保育、小規模通所授産施設、その他福祉施設

区内の社会福祉団体 **19,852,586円**

障害児訓練会、当事者団体、地域ミニデイサービス、会食・配食サービス、送迎サービス、地域支援ボランティア、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブなど

区社会福祉協議会の事業費 **1,496,729円**

募金活動資材購入、社会福祉団体助成事業など

ありがとう  
メッセージ

日吉地区社会福祉協議会ボランティア部会  
「やまびこの会」

当会では、主に高齢者・障害者の家事手伝いや送迎、また子育て支援活動の見守り等も行っていきます。  
いただいた募金は有効に活用させていただきます。  
どうもありがとうございます。



寄付金が  
配分される  
まで



4月中旬～6月末

10月1日～12月末

11月～翌年2月末

3月中旬

4月～



共同募金PR大使  
野毛山動物園の  
スマトラトラ  
「ミンピ」

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。  
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。



★横浜DeNAベイスターズ  
★横浜F・マリノス  
ともに赤い羽根を応援しています！



募金の7割はあなたの町の、  
3割は県内の民間社会福祉活動の支援に  
役立てられています。

**AQ** 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。昭和22年、戦後復興の一助を担うことを目的として始まった共同募金ですが、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

**AQ** 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備など、県内の福祉施設への支援をはじめ、国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



**AQ** 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！

(募集期間) 10月1日～12月31日

※1月1日～3月31日は、企業との協働事業を展開します。

募金・広報資料作成費  
および本会事業費  
8,343万円

県民に対する災害見舞い  
や県内外災害発生時の  
緊急対応資金  
500万円

国内災害時の  
準備金として  
3,663万円

平成30年度  
寄付金配分計画額  
12億2,100万円

年末たすけあい  
援護活動  
3億9,814万円

市区町村ごとの  
共同募金会事業費  
5,896万円

児童・高齢者・障がい児等  
の民間社会福祉施設へ  
2億2,350万円

各種社会福祉団体へ  
4,300万円

在宅福祉サービス団体へ  
4,800万円

市区町村社会福祉協議会へ  
3億2,434万円

平成30年度の目標額は 12億2,100万円

税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。  
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <http://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
- 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。  
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 電話 045-312-6339

